# シットダウン・ストライキの合法性

本 田 尊

正

目 次

一、問題の所在と把握態度

け、問題の所在

(=)

社会的背景との関聯

(≕)

争議権理論との関聯

二、外国法とくにアメリカ法の場合

() アメリカ

⇒ ドイツ・フランス・イギリスなど

三、シットダウン・ストライキの合法・違法とその評価基準

四、シットダウン・ストライキの合法性の限界 ₩ 違法論の考え方 臼 合法論の考え方

(≓)

本稿の立場

一、問題の所在と把握態度

ひとくちに「シットダウン・ストライキ」といっても具体的にはさまざまな態様のものがあるが、一般には労務の シットダウン・ストライキの合法性 

のはここ二・三年いらい、 課題として本格的にとりあげられるようになったのはつい最近のことであり、いうまでもなくその実際的契機をなす と関聯しないしはそれと附随して検討されたことがあった。しかしその合法・違法の問題が争議権理論の一つの重要 いてはかなり普遍的な重要性をもち、その合法・違法(正当・不当)の問題はたとえば生産管理の合法・違法の論議 の争議行為の範疇に属するものとして、企業別従業員組合の組織体制のうえに立つ戦後のわが国の労働組合運動に 提供を完全に拒否しながら またはこれらを占拠する争議行為だといわれる。 中小企業争議が表面化し深刻化してきたという社会的背景である。 ――つまりストライキを実施しながら いままでにもシットダウン・ストライキはいわゆる職場占拠型 -使用者の工場・事業場・敷地 現象的には田原製作所 職場などに滞留

ぉ

### 問 所

在

成光電機、主婦と生活社、

メトロ交通などの長期かつ激烈な労働争議をめぐってであった(1)。

ということにあることから、 な意味をもつかという観点から出発して、それが労働組合の団結の維持・防衛――スト破り、 ところでいままでの学説の一般的動向を眺めてみると、まずシットダウン・ストライキが争議行為としてどのよう シットダウン・ストライキをピケッティングの延長線上にでゝくるものないしはピケッ スキャップの防止

ウト(wolk out)」——労働者が完全に工場・事業場の門外に出てしまう形態でのストライキ——だけによってはス ットダウン・ストライキもピケッティングも、 扱おうとしている(2)。むろんその態度そのものはきわめて正当であって特別の異論をさしはさむものではない。 ティングの代替的手段として把握し、その合法・違法の評価もピケッティングを処理するのと同じような態度でとり ともに労働組合が消極的な労務提供の拒否ないし単純な「ウォークア

て操業を継続することはいちじるしく困難となってくる。こゝに争議行為としてのシットダウン・ストライキの威力 ということになってくると、 をとおしてストライキ中の操業をつゞけようとする使用者の頑強な態度や特定企業の生産手段の所有にむすびつけら の危険にひんする。このことはかなり強力なピケッティングの容認されるわが国においても、 きかずあくまでも工場・事業場に入場しようとすれば比較的容易に入場できるわけであり、団結の維特 内にあるものだとされているが、アメリカにおいては「言論の自由」という市民法的評価基準のもとに人に恐怖心も 歌を高唱すること――が容認され、 するものであるのに対して、 いるのであるから、 れた労働者の強い従業員意識に着目するとき同じように指適しうることである。ところがシットダウン・ストライキ 威圧心もあたえない程度の小人数のピケッティングだけが正当だとされる。 はピケッティングは「平和的説得」以上のある程度の物理力の行使 たはこれらを占拠することによって工場・事業場の内部からその効果をねらおうとするものである。 るといってよいだろう。 使用者はその労働者をなんらかの方法で排除しようとしないかぎりスト破りやスキャップを入れ しかしピケッティングは工場・事業場の外部から団結の維持・防衛という効果をはかろうと シットダウン・ストライキは使用者の生産手段たる工場・事業場・敷地などに滞留 労働者は工場・事業場の主要な入口や機械設備の周辺に滞留しまたはこれらを占拠して いわゆる「マス・ピケッティング ――たとえば多数の労働者がスクラムをくみ労働 (mass-picketting)」は正当な争議行為の限界 したがって就労希望者が組合員の説得を あらゆる計画的な手段 わが国にお ・防衛は崩壊 いて

ットダウン・ストライキの合法性

--破りやスキャップの導入を招きストライキの実効性を期待することができないという現実的要請のもとで採用され

その意味ではシットダウン・ストライキはピケッティングと同じように争議労働組合の「団結のシンボル」であ

法

る。 があり、またピケッティングと異り所有権ないし占有権との関聯においてとくにその合法・違法が問題化するのであ ダウン・ストライキをピケッティングの延長線上にでてくるもの、ないしはピケッティングの代替的手段としてのみ う困難性が、争議権理論との結びつきにおいて存在しているということを指適したいのである。したがって、シット ン・ストライキの合法・違法という問題について、単なるピケッティング理論に解消して法的処理をなしえないとい だからといってわが国の労働法上シットダウン・ストライキが違法であるというのではなく、そこにシットダウ

把握しようとする態度は、おのずからそこに理論的な限界をもっているということができよう。

# つぎにシットダウン・ストライキの合法・違法という問題を考察するにあたっては、

社会的背景との関聯

干渉・妨害を排除して団結権そのものを擁護しようとする性格――いゆる「組合承認争議 うにとくにその社会的背景を検討しておく必要がある。一般的にいうと**、**シットダウン・ストライキが労働組合によ って広汎に採用される背景には使用者の強い組合否認・組合反感の態度があり、 ――がきわめて濃厚である (3)。 たとえばアメリでは、一九三六年から三七年にかけて、A・F・Lから 労働者が使用者の組合活動に対する (recognition dispute)

他の争議行為の場合と同じよ

分離したばかりの労働力市場に対する弱い統制力しかもたないC・I・Oによって、その「組織化運動 (unionizing

campaign)」のためさかんに採用され、自動車産業をはじめとして鉄鋼・造船・地下鉄・新聞など全産業にわたって の問題を克服するためニューディール政策の一環として一連の労働立法――ノリス・ラガーディア法・ニラ法・ワグ 波及したといわれる。 当時は、 資本主義の世界的恐慌(一九二九年)のもたらした大量の失業者群・劣悪な労働条件

憎悪があり、 ウォ ークアウトと平和的なピケッティングだけによって充分使用者に対抗しうるという経済的地盤を欠

---が進展する過程のなかで、なお使用者には組合の結成や労働協約の締結要求などに対して根づよい反感と

ナー法

は、たとえその争議の発生原因が賃金増額・賞与や退職金の支給・労働時間の短縮などの労働条件をめぐる積極的要求 適されることであるが、とくに最近のわが国の中小企業争議を眺めてみるとその感を深くする。最近の中小企業争議 同じような傾向は、 ---かゝる要求は今日の中小企業労働問題の焦点が中小資本によって雇傭される賃金労働者の問題、 企業別従業員組合の組織体制のうえに立つ戦後のわが国の労働組合運動においても一般的に指

ものを擁護しようとする性格をもっている。事実、 組合として企業内に深く定着しようとするなかで、誰からの援助も受けられないまゝ使用者の攻撃にさらされ劣悪な の枠外に放置され、とくに大企業労組が労働組合運動の一般的後退と使用者の立ちなおりにともなって企業別従業員 争議の発生原因になっていることもかなり多い。戦後長い間中小企業労働者は大企業労組を中心とする労働組合運動 働者の横断的組織化そのものを阻止しようとする使用者の強い態度に対して中小企業労働者が労働組合の団結権その わけても大企業と中小企業との間の極単な「賃金格差」にあることから当然である――、基本的にみれば中小企業労 組合の承認・労働協約の締結・解雇反対などの消極的要求が労働

\_\_

働者の組織化方針の決定 (第六回大会) を契機として具体的にとりあげられるようになった (5)。 そして中小企業労働 年ごろからであり、中小企業労働者の権利意識の伸長とともに全国一般合同労組連絡協議会の発足や総評の未組織労

シットダウン・ストライキの合法性

労働条件のもとにおしこめられていた。中小企業労働者の組織化がようやく問題とされるようになったの

洋

法

う特殊日本的な事実のうえに立って考えてみると、 ものを否認してかゝろうとする強い動きがみられる。とくにそれを企業別従業員組合というわが国の労働組合の一般 者の組織化と組合活動は、 的な組織体制のなかで、 組合幹部の解雇などあらゆる計画的手段をとおして中小企業労働者の組織化傾向を阻止し労働者が団結することその のであるが、 他方これに対する使用者の反撥のしかたのなかには、 労働組合の団結ないし団結活動の根拠地が特定企業の生産手段たる工場・事業場であるとい 地評・ 地区労を単位とした地域共闘体制の強化と上部団体の支援のもとに飛躍的に発展し スト破りやスキャップを阻止して労働組合の団結を維持・防衛す スト破り・スキャップの導入、ロッ ク・アウト、

### 三 争議権理論との関聯

るためには、

どうしてもシットダウン・ストライキを採用せざるをえないのである。

触し違法の評価を受けるべきストライキが市民法の責任追求から解放されたのは、 なかではたしていかなる位置をしめるかについて考察しておく必要がある。もともと市民法秩序のいたるところに牴 最後にもっとも基本的かつ重要な問題として、 シットダウン・ストライキの合法・違法という問題が争議権 「労働契約の集団的解約」ない 理論

からの は雇傭契約の断絶というストライキの実態をいちじるしくまげた市民法の擬牲的な論理によって、 資本所有権を労働力市場から切り離すという争議行為の積極的な性格において把握されず、 分権のもとにおかれた労働力の自己処分につきるものとしてその合法性を承認され、 労働者 離脱の の同 自由としてのストライキ権と同視された。 時的退職」という市民法の技術的な論理操作によってゞあった。そこではストライキは本来労働 かゝる状態のもとでは、 ウォ 争議権は労働者の雇傭契約関係 ークアウトもピケッティングも ウォー またピケッティン クアウトについて 著の処

しか 以上、 以外のものゝ有形的侵害 使用者の生 議行為であるかぎり、 行責任を発生させることはいうまでもない)(?)。につき労務提供の義務違反として債務不履)(?)。 明白である(6)。 が承認され 除請求権の対象となる。 反して労務の提供を伴わずに工場・事業場に残留することは、 ことを前提としているからである。 にもとずく使用者の意思容認を根拠として、 ライキによって雇 ましてウォー 労働者の職場占拠は、 |産手段たる工場事業場・機械設備その他の「物」を毀損するという意味での所有権侵害の たのである。 わゆる市民法上の所有権は、 の事実として、 なぜならば、 傭契約が解消されるという理論的体制のうえで基本的にその合法性を承認される余地がないことは クアウトと異って使用者の生産手段の支配領域にまで進出するシット 資本所有権を労働力市場から切離しその機能の停止をめざすことを本質とするのであるから、 もちろんこのような合法化の理論さえ長い苦難な過程を経てはじめて確立されたものであ またこの違法行為によって使用者の正常な企業の運営が阻害されなんらかの損害が発生する (毀損) にきらし、 債務不履行責任ではなくまさに不法行為責任を発生させる(もの労働者の離脱行為そのもの 債務不履行責任ではなくまさに不法行為責任を発生させる(もっとも使用者の指揮命令権か 使用者と労働者との間の雇傭契約がたまたま提供した機会を利用してなされ 労働者が使用者の生産手段たる工場・事業場・職場などに滞留しうるのは、 から保障するのみならず、 したがって、 単に使用者の生産手段たる工場・事業場・ とくに所有権との関係を考えてみると、 労働者が労務提供の義務を履行するため使用者の指揮命令のもとに入る ストライキによって雇傭契約が一応解消されゝば、 生産手段たる「物」に対する権利者の完全円満は支配 所有権ないし占有権の侵害として違法であり、 機械設備その他 シッ ダウン・ ١ ダ ウン・ストライキも ストライキが、 の 問題は生じない。 物 使用者の意思 雇 スト k

グについては雇傭契約の断絶とは別なしかしこれまた市民法的自由としての言論の自由に基礎づけられてその合法性

ットダウン・ストライキの合法性

能性という状態そのものを外部の攪乱・妨害から保護する――英米法上の「トレスパス(trespass)」、大陸法系の住

は、 居侵入罪ないし不退去罪、 かゝる意味において所有権侵害となり、その合法化のためには頑強な抵抗に遭遇せざるをえない(8)。とりわけそれ 資本制法秩序の根幹たる生産手段の私的所有にふれるものとして厳しい違法評価を受けるのである。一九三六年 所有権にもとずく妨害排除請求権など――のであるから、 シットダウン・ストライキは、

去通告あるにかゝわらずなおも工場・事業場に滞留しこれを占拠することは、 産手段に対して独立の占有ないし支配をもたず、 などの激しい批難はこの間の状況を如実に物語るものである。 から三七年にかけてシットダウン・ストライキが波及したアメリカの異常なショックと裁判所・行政機関・一般公衆 使用者の単なる所持機関にすぎないと考えられるから、 なお占有権との関係においても、 使用者の生産手段に対する占有権の侵 労働者は使用者の生 使用者 の退

害となることは明らかである(9)。

められることを意味する(11)。 るといっても、そのことだけからたゞちにシットダウン・ストライキの合法性が明確に根拠づけられるも の で は な 所有権を労働力市場から切り離すことによって所有権の機能を停止させるという争議行為の実態そのものゝなかに求 存権確保のための不可欠な手段として容認されたことを意味するのはもちろんであるが、その本質が、 れている(労働組法第一条二項・第八条)。 このことは、もはや争議行為が、雇傭契約関係の断絶とは無縁な労働者 当な争議行為については、 現在わが国においては、争議権は労働者の基本権として憲法第二八条に明確に保障され、 「民刑事免責」という一般市民相互間の生活関係では認められない独自の保護があたえら もっとも、 争議行為の本質が資本所有権の機能停止--使用者の操業の阻止 使用者の資本 労働法上も正 の生

ずる所有権ないし占有権侵害としての市民法上の不法行為責任が、労働法上どのように排除されるかを考察してみた てそのものとして違法性を結論づけられることになる。しかし、このような争議行為の本質観が、 問題も解決できないのではないかと思われる。本稿は、このような立場からシットダウン・ストライキをめぐって生 ら切り離しその機能の停止をめざすものであるから、かゝる基本的な視点を離れては、所有権ないし占有権の侵害の ウン・ストライキも争議行為であるかぎり、ピケッティングその他の争議行為と同様に、資本所有権を労働力市場か の物権侵害は含まないという見解もあるが、この立場に立てば、シットダウン・ストライキは所有権との関聯におい いと思う。なお、争議行為の本質観として、争議行為は消極的な「労務提供の拒否」という債権侵害にありそれ以上 ・違法の問題の焦点である所有権ないし占有権の「内容」そのものとの関係ではないからである。たゞ、 なぜならば、それは争議行為と所有権の社会的「機能」との関係であっても、シットダウン・ストライキの、合 争議権理論の歴史 シットダ

働法律旬報三五七号)、横井「主婦と生活社争議と官憲」(法律時報、一九五九年六月号)、小田・山本「主婦と生活社争議に ストライキの合法・違法の問題をとりあげて検討している。 おける問題」(労働法律旬報三四六号) などは、 いずれも中小企業争議の問題の一つの重要な課題として、シットダウン・ ・松本・久保田・杉本「最近の中小企業争議をめぐる問題―田原製作・成光電機・主婦と生活・メトロ争議を中心に」(労 たとえば、小島・沼田・松本・横井「中小企業の争議―その実態と法理(月刊労働問題一九五九年五月号)、 的発展および争議権の憲法的保障をもつわが国の法体制のうえで果して妥当であるかは疑問であろう。

イキをピケッテイングと同様の見地から法的処理を試みようとしている。 一一〇頁、片岡・本多・窪田・正田・西村「ピケッティングの研究―実態と法理」二七七頁などは、 吾妻「労働法」(法律学演習講座)九三頁、石井・萩沢「労働法」(判例法学全集)三四五頁、沼田「団結権擁護論」下巻 シットダウン・ストラ

\_\_\_

ットダウン・ストライキの合法性

氏原「中小企業労働問題の経済的背景」季刊労働法三四号三六頁。

労働法講座三巻四七四頁。

- 楢崎「アメリカにおけるシットダウン•ストライキ」法学新報五十六巻、八号六○頁。 蓼沼「争議権論」─歴史及び性格─」
- 中小企業」四巻(有斐閣)九一頁以下に詳しい叙述があるので参照されたい。 戦後わが国における中小企業労働者の労働運動の歴史的発展および最近の情況については、西・岩尾・小林・伊東「講座
- 蓼沼前揭論文四七二頁。

らないとする。

- ろにその評価方法の特色があり、かかる法的評価は、争議権保障を基点とする新たな労働法のもとでは排除されなければな 的集団的な争議活動という現象を、個々バラバラの行為に分解し、一般市民相互間の行為と全く同じ次元で判断されるとこ 法構造」|橋論叢四十巻二号二○頁。なお蓼沼助教授は、かかる市民法上の違法評価は、|箇の共同目的実現のための流動 川島「民法解釈学の諸問題」一四四頁、同「債権法総則講義第一」一二八頁以下、蓼沼「争議行為のいわゆる民事免責の
- 法の住居侵入罪の規定は、諸外国の立法例と対比するとき、ドイツ刑法第一二三条とともに最も厳格な部類に属することを ウン・ストライキが、かかる支配者の事実的支配を侵害する可罰的違法行為であることはいうまでもないが、とくにわが刑 近時の有力学説は住居権と解するよりむしろ事実上の住居の平穏であると考えている(団藤「刑法」三三四頁)。 シットダ 蓼沼「争議権論―歴史および性格」労働法講座三巻四七三頁。また刑法の住居侵入罪ないし不退去罪の法益については、
- てみた場合は、労働者は使用者の生産手段のうえに事実的支配(企業占有)を行っており、かかる事実的支配は小作関係や 緒方「生産管理」労働法講座三巻六四八頁、浅井「労働法学」二〇七頁。これに対して有泉教授は、労働者を組織体とし

注意すべきである。

借地借家関係のように目的物の占有移転という強い事実を伴うものではないがこれを無視することはできないとする(有泉 「労働争議権の研究」一九頁以下。) 蓼沼前掲四七三頁。

### 二、外国法とくにアメリカ法の場合

組合によってひろく採用されたという歴史的記録は、すでにふれたように一九三六年から三七年にかけてのアメリカ のC・I・Oについて存在するが、その他の諸国では比較的少ないようである。こゝではアメリカ法を中心としてシ とされ、その合法・違法をめぐる激しい論議はあまりみられない。また実際的にもシットダウン・ストライキが労働 ットダウン・ストライキの合法・違法を眺め、わが国の学説判例を検討するときの素材としたい。 アメリカをはじめイギリス・ドイツ・フランスなどいずれの国においても一般にシットダウン・ストライキは違法

×

IJ

Workers によって行われ、つゞく一九三七年にかけてミシガン州デトロイドの自動車産業を中心として鉄鋼・造船 アメリカにおける最初のシットダウン・ストライキは、一九三六年オハイオ州アクロンの the United Rubber

あるが、その性格ないし実態はわが国のシットダウン・ストライキよりもかなり強力なものである。 のC・I・Oの組織化運動の一環として、使用者の強い組合否認・組合反感の態度に対抗するため採用されたもので 機械・ゴム・地下鉄・新聞などの全産業にわたっておこなわれた。この争議手段は、A・F・Lから分離したばかり テイラーは、シ

のように説明している。それによると、シットダウン・ストライキにおいては工場の私設警察官・守衛は排除され、ス ト破り、スキャップはもちろん使用者の工場の出入まですべてが拒否される。工場内には労働者の「自治団体 ットダウン・ストライキの本質的なねらいは「奇襲の要素 (the element of surprise)」だといってその実態をつぎ

一四三

シットダウン・ストライキの合法性

四

governing conmunity)」が 組織され、 シットダウン・ストライキが長期化すると、工場内の労働者の睡眠

東

洋

法

学

衛生・娛楽などが配慮され、 したがってシットダウン・ストライキが成功するか否かはストライキ中の規律い 組合指導者は労働者の酒飲・喫煙・火気・機械や資材の保護について厳格な規律を設け かんによって大き

インジャンクションの施行をめぐって、労働者はバリケードを築き警官は装甲車や催吐ガスを使用して対立するなど な影響を受けるわけである (1)。 しばしば組合員とスト破りや警官との間に流血の惨事がみられ、 とくに工場明渡の

いしは「排他的占有」を伴うシットダウン・ストライキの型態であるが、 このようにアメリカにおけるシットダウン・ストライキの型態は、 かゝるシットダウン・ストライキは使用者 わが国で問題とされる「最高段階」の、

な

深刻な労働争議に発展した事例もみられる。

の擡頭をおそれてついにその政策転換を余儀なくせしめられた(2)。事実、 関・一般公衆の激しい批難を受けた。また労働組合の指導者の間にも反対があり、C・I・Oは組合活動の制限立法 の生産手段に対する所有権を侵害するものとして不法行為(trespass)を構成し、使用者のみならず裁判所・行政機 キを違法として禁止する法律が、マサチューセッツ・テネシー・バーモントの各州において制定された (3)。そして 一八三七年にはシットダウン・ストライ

かゝる状況を背景にしてシットダウン・ストライキは一九三七年の後半を境として急速にしていったのである。 さてシットダウン・ストライキについて連邦・各州の裁判所はいずれもこれを違法としているが、もっとも決定的

な判決は N.L.R.B. ファンスティール冶金会社は北シカゴにある小さい会社であるが、スイッチ・真空管・充電器の製造という特殊な分 v. Fansteel Metallurgical Corporation (1939) についての最高裁判所の判決である(4)。

会社はこの命令を不服として巡回控訴裁判所に審理を申立てたのであるが、こゝでN・L・R・Bの命令の全部が破 行為の存在を確認し、 としてやはり原判決を支持した。一方、一九三七年六月N・L・R・Bは、この事件をとりあげて使用者の不当労働 承認のもとに新しく御用組合ができた。この事件の結果三七名の労働者が裁判所侮辱罪として逮捕され郡裁判所によ に再雇傭しそれと新規労働者の補充によって操業を開始したのであるが、そこにはこれらの労働者によって使用者 出すことができた。工場は再開され、会社はシットダウン・ストライキをやった労働者のうち三五名をとくに個人的 組合が裁判所の工場明渡の命令を拒否しつづけたため警官は催吐ガスなどを使用してはじめて労働者を工場外に追 を供給してこれを援助した。会社はイリノイ州レークの郡裁判所にインジャンクシヨンの申請をして認められたが 野ではかなり重要な会社であった。 で組合はストライキに突入し、 は組合長を一般従業員から隔離し、労働スパイを雇入れ、御用組合の設立運動をおこすなど組合活動に干渉した。 おいていかなる労働者の暴力も認めておらず、財産権を保護し不法行為を処罰する州法の治安権を否定してい て有罪の宣告をうけた。労働者はこれを不服としてイリノイ地方控訴裁判所に上訴したが、ワグナー法は労働争議 (従業員二二九名のうち一五五名)、 その理由は、 会社に対して御用組合の承認取消、争議参加者の複職とバック・ペイの支払などを命令した。 シットダウン・ストライキは違法行為であるからワグナー法による法的救済を認められず解 約九○名の労働者がたゞちに工場内の主要な建物二箇を占拠し他のものは食糧や寝具 一九三六年六月金属産業労働者の組織化のなかでこの会社においても組合が 労働協約の締結を求めて団体交渉を要求したが拒否された。 のみならず使用者 そこ

は正当であって復職の資格はないというものである(スパーク、リンドレー判事)。もっともこれに対しては、

L・R・Bの主要な関心事は使用者のワグナー法違反の事実であって労働者の行為ではないからその命令は妥当であ

高圧的手段 とになると批難した。この見解はヒューズ首席判事の意見にもっともよく現れている。 使用者の不当労働行為の存在を理由に労働者の行為を正当化することになり、法的救済のかわりに暴力を奨励するこ ナー法にいういわゆる「被傭者」ではないからN・L・R・Bの複職命令は適当ではなく、もし複職命令を認めると 行為をなしたものを解雇する使用者の責任を否定していないと述べ、そして違法占拠のゆえに解雇されたものはワグ るという一部の反対意見があった(トリーナー判事)。つ づく最高裁判所もこの巡回控訴裁判所の見解を支持して、 シットダウン・ストライキは使用者の財産権に対する不法行為(trespass)を構成し、「法律上の権利の微塵もない (high-handed proceeding without a shadow of legal right)」であって、ワグナー法もかゝる違法

がある。 やブラッ の解雇を正当化することは労働者の団結権を認めたワグナー法の理念に反するという考え方がある。この考え方はシ めるのではなく使用者の不当労働行為の結果であることにも求め、かゝる使用者の違法行為の存在と無関係に使用者 トダウン・ストライキを必ずしも合法だと評価するものではないが、N・L・R・Bの態度を支持したリード判事 **分まず、このような労働組合の違法な実力行使の採用される原因を、** ク判事の小数意見に典型的に現れている。テラーは、 (an effective counterpoise)」をもたらすものとしてシットダウン・ストライキを必要としたといゝ(5)、 使用者の違法な態度から生ずる法の無秩序が 単に労働組合の不法な指揮の反映に求 一効果的

しかし、こうした激しい違法論に対してはつぎのような批判的な見解があったしまた現にあることを注意する必要

またリーバーマンも、衡平法上の「クリーン・ハンド (clean hands)」の原則を適用してシットダウン・ストライキ

係に附随的なことであって、財産や身体に対する直接の侵害がないかぎり裁判所はそれをとらえて偏頗な判断を下す 渉を条件として平和的に善良なる意思をもって占拠することはなんら違法ではないと述べ、しかもその占拠は労働関 くの局外者でありシットダウン・ストライキはトレスパスを構成するが、しかしこの関係を維持しつゝ使用者との交 企業との関係を継続したまゝ使用者と交渉するのであって、もしこの関係を断ってしまえば労働者は企業にとって全 なものであった(6)。またグリーンは、使用者と労働者とは均しく企業の発展に貢献し、紛争にあたっては労働者は 的なストライキをすることが許されている事実から明らかであるというのである。当時の労働組合の主張はこのよう ているのであって、このことは労使の交渉力の均等化のために労働者がピケッティングやボイコットを使用して効果 の害悪をもたらすものであり、労働者が自らの「職(job)」や生活水準を維持すべき権利は使用者と平等に認められ を違法としたこの判決は、使用者が自らの非行によって利益をうるという結果に助力したといっている。何つぎにシ ットダウン・ストライキそのものは合法であるという考え方がある。この考え方は、すべての経済的闘争は財産権え

イキは違法であるとして激しい批難をうけた。ファンスティール冶金会社事件のほかにもたとえば Apex Hoisery このようにシットダウン・ストライキを合法とする見解も一部には存在したが、一般的にはシットダウン・ストラ

べきではないと主張している(7)。

Corporation v. Leader (1940) に対する最高裁判所の判決があるがやはり違法としている (\*)。アペックス靴下会 はアメリカ靴下労働者同盟との労働協約を締結していなかった。そこで労働者同盟の支部委員長リーダーが、アペッ 社はフィラデルフィアにある約二五○○人の従業員を擁する会社であったが、他の大部分の工場とちがってこゝだけ

ットダウン・ストライキの合法性

法

学

ダ

たが、 ウン・ 地方裁判所に差戻した。 認容したが、 いて市民権の相違が認められないから管轄権をもたないとして申請を却下した。つづく巡回控訴裁判所は差止命令を 行進をやるため工場前にいたが、たまたま工場長との会見が拒絶されたため一団の組合員が六週間にわたるシッ クス会社に通告して協約締結を要求したところ会社はこれを拒否した。これに反対して一九三七年五月労働 償訴訟を提起した。 シットダウン・ ストライキを開始したのである。そこで会社はペンシルヴァニアの連邦地方裁判所に予備的差止命令を申請 最高裁判所は、 ストライキはトレスパ 他方、 地方裁判所は会社の主張を容認しシャ すでにシットダウン・ストライキは終ったのであるからその必要性はないとして事件を アペックス会社は、 スの継続と州法の悪質な違反を構成するとしながらも、 ペンシルヴァニアの連邦地方裁判所に、 1 7 ン法に基いて実損害の三倍 トラスト禁止立法に基く の 損害賠 原告 • 償 被告に を は 命 らデモ ۲

ダウン・ストライキによる生産の停廃から生ずる通商 くの人々の注目のなかで、 という論拠にしたがって地方裁判所の判決が破棄された。 ただちに組合とリーダー 判決はシットダウン・ストライキは、 は巡回控訴裁判所に上訴したのであるが、こゝで、 の制限は、 そしてこの事件は一九四〇年四月最高裁判所に現われ、 違法行為として一般の民事責任はあっ シャーマンの禁止する「取引ないし通 シャー マン法は本件に適用されない ても、 商の制限」 シ ッ

ŀ 多

論の存在をのぞき、 を違法としていることが注目される。) (9)。・ストライキについては、やはりこれ) (9)。 は該当しないとして、 ついに公認の争議手段としての地位を獲得することができなかったのである。 会社の実損害 の三倍の損害賠償請求を否認したのである かくして、 アメリカにおいてはシットダウン・ (の可否にあるのであるが、) ストライキ は シマ 小 ィットダウンマン法の適用 数の合法

### ドイツ・フランス・イギリスなど

(1)ドイツでは、 シットダウン・ストライキは、一九五二年三月デルメンホルストの羊毛洗滌・羊毛械刷業の女子

月一一日、アウグスブルグ地方裁判所判決)などがそれである(エロ)。 しかし、これはシットダウン・ストライキというよ が、ストライキ中にかかわらず働いている他の会社の労働者に就労放棄を促すため、その会社の構内に侵入してこれ 労働者によってなされたという唯一の事例を除き殆どみられないといわれる (ロ) 。もっとも、デモ隊ない しピ ケ 隊 りも、むしろピケッティングの範疇において処理さるべきものであろう。一般にドイツの学説は、 ンキ労働者の事件(一九五三年一一月五日、ハノーフアー地方裁判所判決)やバイエルンの印刷労働者の事件(一九五四年三 を占拠するといった事例はままみられるようである。たとえば、住居侵入罪・騒擾罪が適用されたハノーファーのペ シットダウン・ス

よってパリの金属 フランスでは、レオン・ブルームを首班とする人民戦線内閣の成立した一九三六年と三八年に、労働総同盟に ・機械産業においてひろく行われたという記録がある (3)。 シットダウン・ストライキの合法

労希望者の職場えの接近遮断の点から原則的に違法であるとしている(ユ)。

ッシュやオスワルトのみならず、カロルスフェルトも、シットダウン・ストライキは、建物・機械の本来の用途、 に含まれることはもちろんである――に対する違反を構成することに特別の疑問を感じていないといってよい。ニキ トライキは違法な争議行為であり、民法第八二三条にいう保護法規――住居侵入罪を規定した刑法第一二三条がこれ

就

てその合法性を主張しているが、一般には使用者の所有権または管理権に対する侵害として違法 と され、 レフェレ 手続による退去命令申請の対象とされる。 労働組合側は、 企業に対する共同所有権ないし商事賃借人の権利から類推される権利などを根拠とし しかし刑法上は、 シットダウン・ストライキは、暴行・脅迫を

ットダウン・ストライキの合法性

ないから住居侵入罪を規定する刑法第四八四条にも該当しないとされる(エ)。 伴わないかぎり、 労働の自由に対する侵害を規定する刑法第四一四条に触れるものではなく、また、企業は住居では

等法院王座部は、 滞留しまたは乗船することを禁止する中間的差止命令を得たが、これに対して組合員が控訴したのが本件である。 罪(刑事共謀)を構成する。 ストライキを指令し船舶から退去することを拒否したというものである。船舶所有者は、 ある(音)。この事件は、 最近の事例としては、Canadian Pacific Railway v. Gaud and others (1949) に対する高等法院王座部の判決が なおも使用者の構内に滞留することは不法侵害として違法であり、この場合、たとえそれが一九○六年労働争議法第 は自動的に終了し、早急に構内を退去すべき義務を生ずるといっている。したがって、相当な時間が経過したのちに 的に限られるのであるから、 二条にいう正当はピケッティングの目的のためであってもとくに使用者の退去要求あるときは違法となる わけ で あ (3)判例については、シットダウン・ストライキそのものを正面から扱ったものはあまりないようであるが、 カナダの船舶所有者が、 イギリスでは、シットダウン・ストライキは、不法侵害(trespass) として不法行為 弁護士の主張を却け、 カナダ海員組合とカナダ太平洋汽船会社との間の労働協約に存する唯一交渉団体約款に反し 労働者が契約を破棄して就労を停止した場合は、使用者の構内に滞留しうる暗黙の承認 シトリンは、労働者が使用者の構内に滞留しうるのは、就労その他使用者の許容ある目 別の海員国際労働組合と労働協約締結のため団体交渉をやったので、 結局組合員の船の滞留は不法侵害であるから原審判事の判断は正当であると セラー判事から当該船 (民事共謀) カナダ海員組合が または犯 比較

して控訴申立を棄却したのである。

- 註つ Taylor:Labor problems and Labor Law, 1944, p. 106~107.
- $\sim$  Taylor: ibid. p.  $486\sim487$ .
- タ・ペンシルヴァニア・ウイスコンシンの各州の労使関係法は、シットダウン・ストライキを労働者の不当労働行為として L. Teller:Labor Disputes and Collective Bargaining, vol. 1,1940, p. 312. なお、マサチューセッツ・ドネソ
- 二四六頁以下)。L. Teller:ibid. p. 312~313. Rothenberg:Labor Relations, 1949, p. 99. 楢崎「アメリカにおけ 禁止している。 この判決については、Liebernan:Unions befor Bar, 1950, p. 204~. (邦訳として近藤・佐藤「労働組合と裁判所

るシットダウン・ストライキ」法学新報五六巻八号六〇頁以下、神山「英米法における坐込罷業について」警察学論集九巻

- 一号五頁以下、ボイヤー・モレース「アメリカ労働運動の歴史』」|||||買などを参照。
- L. Teller: ibid. p. 314.
- > Taylor: ibid. p. 486.
- 楢崎前掲論文六三頁以下。この考え方は、後述の有泉教授の見解にきわめて類似したものであることが注目される。
- L. Teller:ibid.p. 311~312. 近藤・佐藤訳、リーバーマン「労働組合と裁判所」二六九頁以下、楢崎前掲論文六七頁
- U. etc. Superior et Los Angeles Co. California, March 4th 1937; Chrysler v. Int'l u., United A. W. of American et al. Circuit Ct. Wayne Co. Michigan, March 15th, 1931; General Motors v. Int'l u., United このほかにも、シットダウン・ストライキのケースとしては、州裁判所のものとして Plecity v. Local¶No. 37 Int'l
- 312.) Losman, Admirately 2222, 2225, Sep. 17th, 1937. があるがいずれも一様に違法としている(L. Teller:ibid. p. 764 (1939). などがあり、また連邦裁判所のものとしては、Calmar Steamship Co. v. the Steamshipr Oakman and A.W. of America, Genesee Co. Michigan, Feb. 2nd, 1937. Holland v. Minnehoma 184 Okla 640, 690 (2d)
- H. Grote: Der Streik, Taktik und Shategie, 1952, S. 67.

シットダウン・ストライキの合法性

10

法

12 11 Nikisch: Arbeitsrecht, Bd. II, 1959, S. 154. オスワルト前掲書一九頁。Carolsfeld: Arbeitsrecht, 1954, S. オスワルト「ストライキと刑法」外国労働関係研究会訳二一○頁以下。Niese:Streik und Strafrecht, 1954, S.144

13 ル「ヨーロッパ労働運動の悲劇Ⅱ」一八三頁などを参照。 「平穏な坐り込みストライキと建造物不退去罪―比較法的考察―」警察学論集―三巻一号四九頁、シュトゥルムター

15 N. A. Citrine:Trade Union Law, 1950, p. 432. 神山前掲書八頁以下、片岡「イギリスの団結権・争議」労働法講 恒藤「フランス法における団結と争議」労働法講座七巻上巻一九〇頁、藤野前掲論文五〇頁。

16 N.A. Citrine: ibid. p. 435~436. 神山前掲書九頁以下。

座七巻上一九八三頁などを参照。

シットダウン・ストライキの合法・違法とその評価基準

トライキは所有権侵害として違法とされているが、このことの窮極的な原因は、争議権が成文憲法上明確に保障され いままで眺めてきたように、アメリカを始めとする諸外国では、小数の合法論を除き一般的にはシットダウン・ス

ず、したがって争議行為が新たな法領域(労働法)の独自な現象としてゞはなく、多かれ少かれ市民法的自由の量的拡 存確保のための不可欠の基本権として成文憲法上保障され、争議行為が、市民法に接木された例外的現象としてでは 大ないし市民法の例外的特免として把握されていることに由来するのだと思われる。それでは、争議権が労働者の生

なく、市民法の傍にこれと並存する新たな労働法の領域における原則的現象として把握されるわが国の法体制のうえ シットダウン・ストライキの合法・違法はどのように考えられるであらうか。一般的にいうと、 シットダウン・

を示しているということができる。ここではとくにこれらの学説・判例の評価基準について争議行為の本質との関 ストライキそのものが違法であるという学説・判例はきわめて少なく、その点では諸外国の態度とかなり鮮かな対立

## (1)まず違法論の態度をその理論的出発点とくに合法論との基本的分岐点との関聯で眺めてみると、

そこにはさま

違法論の考え方

で問題を考察してみたい。

考えられる。)(1)。しかし、に属するものと) 点となるべきであり、 提となっているのであるから、 小企業争議においては単なる消極的な「労務提供の拒否」だけによっては争議行為が行いえないという実態認識 「MP) ・・) · · とじかがら というという見解がある (労働次官通達はその根拠が明白ではないがこの考え方どが存しないかぎり正当な争議行為とはいえないという見解がある (神山・高橋・平賀の諸氏。なお昭和二九・一一・六の ような「労務提供の拒否」に随伴する必要的行為の範囲を逸脱するものであるから、 否」という消極的な債権侵害に求め、使用者の生産手段の支配領域にまで進出するシットダウン・ストライキは、こ ざまな論拠が示されているが、 憲法的保障をもつわが国の法体制のうえからいって妥当でないのみならず、 このように形式論議的に限定することは許されない。 このような争議行為の本質観はすでにふれたように争議権理論の歴史的発展や争議権 もっとも徹底した理論的根拠をもつ見解としては、 むしろ「労務提供の拒否」に随伴する必要的行為がどの程度認められるかが問 この点では 「労働力のコント わが国の労働組合運動とくに最近 争議行為の本質を「労務提供 労働協約に職場代置禁止条項な 口 題 l の焦 の の が 中 拒 前

教授はまず職場占拠のも

つ目的ないし効果をそれぞれの争議行為(生産管理・怠業・同盟罷業) について分析され、その効果として賃金請求権

トダウン・ストライキの合法性

理論としてひろく知られている吾妻教授の学説ははるかに実態に即したものとなっている。

五四

7

東

洋

法

学

配する領域と争議権の支配する領域とを法論理的に明確に劃定しようとする態度が看取され、 あって違法視するわけにはいかないとされる(2)。 喪失の防止・争議行為の仮装・スト破りの予防といったことを抽出されたのち、 はスト破りを予防する目的のため職場占拠が意識的に採用されるのであるからピケッティングと同様に考えるべきで いずれにしてもこれらの争議行為の本質観のうちには所有権の支 シットダウン・ストライキに のちほど考察する合法

論の考え方とかなり鮮かな対立を示している。

なお違法論の論拠としてはこのほかにもつぎのようなものが考えられ

場占拠を合法視すると使用者のロッ (2)争議行為の本質を「労務提供の拒否」に求めつつもやや異った理由を示すものとして、 ク・ アウトを封殺することになって労使対等の原則に反するという見 労働者の職 場滞留 解 が あ 日や職

、院労働委員会)(平賀氏の見解、

なお法社会学的見地から川島教授の所説参照) 鈴木法務総裁の説明(昭二三・三・二七参議)(3)。

この問題はかつて生産管理における工場占拠に

つい

ク て る

ればその生産手段の保全のための法的救済手続は残されているから、 より所有権の べきであって、 の物的保全のみが問題となる。 口 ック・アウトとの関聯のもとに論議されたのであるが、 アウト「権」として原則的に承認されるか、 般 労務提供を伴わないシットダウン・ストライキに対するロッ 的作用とみるのが適当であり(4)、 そしてこのような「妨害排除」を目的とするロッ 緊急避難として例外的にのみ容認されるかは問題がある 争議中といえども生産手段に対するいちじるしい破壊行動が ロック・アウトの本質は使用者の「賃金免脱」 ロッ ク・アウトができないから労使対等の原則 ク・ ク・アウトはロッ アウトについては使用者の生産手段 ク・ アウトとい に求める ロッ

5

に反するという考え方は適当でない。

### 1. 石沙部

の拒否」ないし「労働力のコントロール」といういわば消極的な債権侵害にやまるべき実定法的根拠も理論的根拠も 存在しないということから、ひろく使用者の「正常な業務運営の阻害」というある程度積極的な物権侵害をも含むもの としてとらえていることである。したがって、シットダウン・ストライキにあたって使用者の生産手段たる工場・事業 合法論の基本的態度として違法論との関聯において注目されることは、 争議行為の本質についてそれが 「労務提供

味において所有権と争議権との関係につきかなり歴史的流動的な把握態度をとっていることが注目されるのである。 場その他の物的設備を労働組合の占有支配のもとにおいたとしても、ただそれだけでは争議行為をただちに違法なら れるが、 しめるものではないとする。この立場は違法論と対比してみると具体的にはよりさまざまな理論構成をもってあらわ (1)合法論のうちで比較的よく思考され具体的な理論構成においても強い説得力をもっているとみられる見解は、 いずれにしても争議の場に厳格な所有権の法理をもちこんできたのでは争議権はなりたたないのだという意

時に、 有泉教授のいわゆる「企業占有」論である(5)。有泉教授は、 の論議にあたって企業の法社会学的考察 使用者の生産手段に対する労働組合の支配占有を少なくとも純然たる第三者・局外者の占有侵奪ないし所有権侵害と の合法性を結論づけ、 は異って判断しようとする考え方である。この考え方は、 労働者もとくに組織体としてみた場合には生産手段のうえに事実的支配-学説 判例に深い影響をあたえたのであるが、 ―企業の所有と経営の分離という現象 ひろく知られているように、 使用者が労働力のうえに事実的支配を行っていると同 なかでももっとも強い理論 ----「企業占有」----を行っており**、** ――にもとずいて理想型の生産管理 かつて生産管理の合法 的根拠をもつものは

一五五

シットダウン・ストライキの合法性

洋

法

れたのであるが、 労働法はこの事実的支配をそのまま権利にまで高めはしないが、しかしこれを足場にして労働者が使用者の市民法上 び欧米の組織率の高いクラト・ユニオンと異るわが国の企業別従業員組合の実際とをにらみ合わせながら、 事実を所有権のうえにおしつける行為は可能であるとされる。この考え方は、 械設備の破壊など所有権そのものを否認するような争議行為は認められないが、使用者側の所有権を是認しつつこの 0 なかに所有権の権能に対する蚕食 らわが国においては争議権は所有権と団結権との交叉する事実の平面にその基調があり、 「生産手段えのコントロール」を法的な意味において含みえないとする吾妻教授の見解に対する批判として提出さ そして争議権の基礎をなしているこのような事実はまず使用者側の所有権を認めたうえでのことであるから、 「自由な所有権」と「契約の自由」――に対抗することが容認されまたそこに争議権がなり立 根本的には、 憲法第二八条が法文上単に団結権のみならずとくに争議権をも保障していることおよ (encroachment)の要素を含むものであることを指適されるのである(6)。 直接的には かくて争議権は当初からそ 「労働力のコントロー 少なくと ル

であろう。法的には労働者は使用者の単なる占有機関にすぎないことはすでに述べたとおりである。のみならず有泉 はたしてなまの社会的事実として以上の法的に意味のあるものとして語りうるものかどうかについてはすこぶる疑問 させて使用者の生産手段に対する労働者の「占有権」をも認めようとする見解はいうまでもなく妥当ではない 占有」という観念 きわめて正当であってなんらの異論はない。 有権と争議権との関係のダイナミックな把握の方法やわが国の企業別従業員組合の実際を重視される態度そのものは むろんこの事実的支配は権利にまで高められたものではないから、 しかし、 使用者の生産手段に対する労働者の事実的支配としての「企業 この「企業占有」論を発展

所

が

教授はこの間の論証のため労働関係を小作関係や借地借家関係の物権化になぞらえて説明されているが必ずしも正当

学説の一般的傾向があるといっても過言でないように思われる。そしてこの考え方の基本的態度のなかには、 場はすでに考察したところの最近の中小企業争議の実態との関係においてますます明確な形をとって現われ、 の維特・防衛 いはピケッティングの代替的手段たる性格をもつものとして、その合法性を根拠づけようとする見解がある。 に比較することができないもののように思われる。 つぎに、シットダウン・ストライキが争議行為としていかなる意味をもつかを検討し、 ―スト破り・スキャップの防止――にあることから、ピケッティングの延長線上に出てくるものある それが労働組合の団結 争議行 ここと

じめて活動しうるような資本所有権の機能は、 考えられる。したがってシットダウン・ストライキが所有権の客体を占拠してその機能を阻害する面を伴 う に し て 相互不可侵の固定的な関係としてではなく相互交錯のかなり流動的な関係として把握しようとする態度があるように 為の本質は、 有権侵害として違法とされ、そのかぎりで所有権そのものの権利性は失われるわけではないが、 も、それだけではただちに違法にはならないというのである。これらのうちでシットダウン・ストライキの合法性に の正常な業務の運営を阻害することにあるのであって、所有権と争議権との関係については、 ついて直接言及した代表的見解(沼田教授、「ピケッティングの研究」(片岡・本多・窪田・正田・西村)、 争議中といえども使用者の工場・事業場の施設や機械に対する破壊行為あるいは原料・資材の盗取などが所 資本所有権を労働力市場から切り離すことによってその機能停止をめざすこと、 労働力の供給阻止をめぐって争われる争議中においては常に眠ってし 両者を動きのとれない あるいはひろく使用者 労働力と結合しては 横井助教授)にした

、ットダウン・ストライキの合法性

らえ、シットダウン・ストライキをピケッティングと同様の見地から処理しようとする態度そのものは本稿の立場から ついては疑問が残るのであるが、争議行為を資本所有権の労働力市場からの切り離しという積極的な性格においてと のだということの意味が、 使用者の争議中の操業の権利ないし自由との関聯においてどの程度に理解されるものかに

は正当である。またこの見解が、

職場占拠型の争議行為が普遍的重要性をもつわが国の企業別従業員組合の

実際

B

るかについての理論的説明が必要であり、それが資本所有権の機能停止ということによって曖昧にされているきらい 所有権ないし占有権の内容そのものを侵害することによるのだからかかる市民法上の違法評価がどのように排除され トダウン・ストライキがピケッティングと異って特にその合法・違法が問題化するのは、 「組合承認争議」としての最近の中小企業争議の現状を踏まえたものであることにも注意したい。 使用者の生産手段に対する ただしかし、 シッ

がある。

また、

解がある(柳川、 というより、 むしろシットダウン・ストライキの具体的な態様と段階に着目して実質的に合法なシットダウン・スト 緒方の諸氏)。 この考え方はシットダウン・ストライキの合法・違法そのものについて検討を加える

シットダウン・ストライキは使用者の生産手段の「排他的占有」にならないかぎり合法であるという見

対してなんらの妨害をも加えずもっぱら傍観しているのにやまるもの をあたえるため工場・事業場や機械設備の周辺にただ坐り込み、使用者の出入・物品の搬出・非組合員の就労などに ライキの型を決定しようとするものである。まずシットダウン・ストライキについて、 (最低段階の工場占拠)と、 スト破りに対して無言の威圧 工場・事業場その

市民法上の違法評価を「排他的占有」という基準によって解決しようというところに理論的意義をもっているが、シ が、最高段階のシットダウン・ストライキは、 と市民法上の観念である「排他的占拠」(この場合「占有」を「占拠」といい変えてもおそらく異論はあるまい)をもって、 的実際的な意義をもっており、 実質的に合法なシットダウン・ストライキの型を決定しようとすることにおいて他の学説と比較するとはるかに具体 の裁判所の考え方にもしばしばあらわれている (๑)。この態度はシットダウン・ストライキの態様と段階とに応じて のフェアプレーの原則の適用上当然の結果であると考えているわけである。このように、労働者の企業設備に対する とする考え方を採っているのであるが、その限界については使用者の拠点を喪失せしめない程度に求めることが労使 争議行為の本質観としては争議行為は消極的な債権侵害に限定されることなく積極的な物権侵害をも含むものである 操業継続の権利を侵すものであるから職場代置禁止の協定などがないかぎり違法であるとする。 める実益があるとされる――は、使用者が企業の物的施設を支配しまたは支配しりべき状態にあるから合 法 で ある ライキ――ロック・アウトによる労働者の閉め出しやスト破りの侵入による団結崩壊の危険を阻止する点にこれを認 しようとするもの 「排他的占有」をもってシットダウン・ストライキの合法・違法の法的判断の基準にしようとする見解は、 ストライキの合法・違法そのものの論議としては理論的説得力を欠くように思う。 ットダウン・ストライキの合法性 (最高段階の工場占拠)との両極限があることを指適したうえで、最低段階のシットダウン・スト また、シットダウン・ストライキの合法・違法の問題の焦点である占有権侵害という かかる支配を事実上不可能ならしめ使用者の正当な対抗手段としての のみならず、もとも むろんこの立場も、 いままで

他企業の物的施設に対する支配を取得し、

生産はしないが使用者の出入・物品の搬出・非組合員の就労を完全に排除

ることとなって許されない。

それを労働法的に再構成し争議行為の合法性の限界とすることはシットダウン・ストライキの合法性を不当にゆが 法 学

ぎり、 のものではなく、 由 てまず市民刑法規範のうえから不退去罪の構成要件該当性の有無を問題とし一応不退去罪の構成要件に該当すると判 去罪で処罰されることはないとする(エ)。これらの見解は、 ぎずたゞ立退要求に応じないという作為義務違反が生ずるにやまるだけであるから、 設に対する不法占拠として違法性をおびるが、 働者は第二次的にのみ占有をもつにすぎないから、とくに使用者から立退要求がなされたときは以後の占有は企業施 反――がでてくるわけではないとされる(ロ)。藤木助教授も、 配にやまるから、 たとえば荘子教授は、 性を阻却され犯罪を成立せしめないけれども、平穏ならざるシットダウン・ストライキや積極的に使用者の対抗の自 これらの見解は一般的にいうと、平穏なシットダウン・ストライキは一応不退去罪の構成要件に該当するがその違法 営業の自由を侵害するようなシットダウン・ストライキは不退去の違法性を生ずると判断しているようである。 たゞちに「刑法上の違法性」――労働法規範を考慮してもなおかつ刑罰を科するに足りるほどの高度の良俗違 シットダウン・ストライキと不退去罪との関聯についてはしばしば刑法理論の観点から問題とされているが、 また使用者の生産設備に対する占有支配も排他的な侵奪支配でなく争議行為に伴う一時的な占有支 シットダウン・ストライキが団結の維特・スキャップの防止という正当な目的のもとになされるか ストライキは必ず職場を放棄することによって労働力の総引揚げを行わなければならない性質 平穏なシットダウン・ストライキは単に従前の事実的状 シットダウン・ストライキの合法・違法の判断にあたっ 企業施設に対する占有は第一次的には経営者に属し労 労働争議の特殊性を考慮し不退 態の継続にす

その違法性の阻却を論ずるという思考段階 うに労働法上原則的に適法な行為であるという本質を見失う結果となりその態度そのものに賛成することが とになるといわれる 相当行為」として構成要件にも該当しないが、 を踏むものであるが、 ――藤木助教授も一般的類型的にその正当性が明白である行為は か」る思考態度は、 通常の場合はやはり個々の事例について違法性の阻却を論じていくこ シットダウン・ストライキがのちほど 述 「社会的 できな るよ

断したうえで、シットダウン・ストライキが団結の維特・防衛という労働法規範における正当な目的をもつことから

い

も労働者に就労請求権があるか否かについては学説・判例はおゝむね消極的に解しており、 のであるといえるからシットダウン・ストライキの合法性についての独自な法的根拠となりえないし、 堡たる意味をもつものとして考えるもの ⑵、、労働者は使用者に対して就労請求権を有するということを根拠とする (5)(13) などがある。 なお合法論のうちには、このほかにもたとえばシットダウン・ストライキにおける職場占拠を団体交渉の橋頭 しかし前者については、 すべての争議行為は結局労使の団体交渉の促進のために発動されるも かりにか」る請求権を容 後者について

# とは理由がないというべきである。 認しうるとしてもシットダウン・ストライキそのものがすでに完全な労務提供の拒否である以上それを論拠とするこ

### 三本稿の

立

のように、 そこにはさまざまな見解と理論的根拠が示されているが、私はつぎのように考えるのが最も妥当であ シットダウン・ストライキの合法・違法については、とくにそれを争議行為の本質観との関聯にお

シットダウン・ストライキの合法性

六二

東 洋

ると思う。

合の団 ある。 0 と な争議行為の観念を定立してその本質的合法性を承認したのであるから、 0) は 力と結合してはじめて活動しうるような資本所有権 破 操 なく、 (1), う債 (壊行為が違法であることは当然であって、 業継続を阻止する |結を維 もっとも、 すでに指 権侵害にやまるべき理由はなく、 ずれも争議行為としては、 適 争議中といえども、 防衛するためになされる。 したように、シ ―ことにその本質があるのである。 ッ ١ ダ 使用者の生産手段たる工場・ 使用者の資本所有権を労働力市場から切離しその機能を停 グウン・ シ ット その点では、 ストライキは、使用者の その意味で所有権の ・ダウ 0) 動 <u>></u> 的機能=操業は、 シ ストライキその そして憲法第二八条は、 ット ダウン・ 権利性そのもの 事業場· ス ۲ 破 ものは原則的に合法であると考えるべきで 争議行為は、 ストライキはピケ 争議中にお 機械設備その他の りやスキ は失われるわけでは まさに ャ V١ ては 消極的な ッ ブ の 権利行使としては保護 か ッ 導入を阻止して労働組 物 ティングとなんら変り ムる 一労務 止させる 意 に対する労働者 味 15 提 K 供 おける が 0 使用 拒 労働 否 者

用 K 用 えないものであって、 務かが 者の 潜の (2)市 (害罪が成立するが、かかる責任が排除される直接の根拠は主として⑴の理由によるのである)、あるいは不 退去罪のこる権利侵害によって使用者の正常な業務運営が阻害されるところに、不法行為責任または業)、あるいは不 退去罪の 事実的支配を攪乱・妨害するものとして、 生産手段たる工場事業場に滞留しまたはこれらを占拠することによって確保しようとするものであ た 民法上、 7, シ ッ 使 ٢ 用 ダ 者の ゥ 使用 رِ • 生産手段に対する完全円満は支配可能性という状態そのもの、 者の ストライキはピケッティ 単なる自由に放任され 所有権または占有権 ングと異って、 た行為であるにすぎない 資本所有権の 0 内容そのものに対する侵害の 14 機能停止という効果を、 ない しは生産手段に対する使 問 題 労 るとこ が 働 適用が 生 者が ろ 使

る。 り、 関係についても、使用者の生産手段たる工場・事業場に対する労働組合の支配占有は、労働争議に伴う一時的現象にす 同様の理由に基いて制限されるべきものであり、 占有権を認めようとする見解があるが、対使用者との間でこのような関係を認めることはできない。 別されなければならない。 法理論的体制なのであるから、当該企業の労働者とは異なる純然たる第三者・局外者の占有権侵害・占有侵奪とは区 ぎず、そのうえ、争議中といえども雇傭契約関係は解消しないというのが憲法第二八条の争議権保障のもとにおける たる生産手段が占拠されたとしても、それだけではたゞちに所有権侵害と考えるのは妥当ではない。また占有権との 動を制約されその意義を失っていると考えられるから、 のであって、 とりたてゝその法益たる個人の私生活の平穏は乱されるものではないから不退去罪は成立しないというべきであ (工場・事業場) かゝる社会的機能を停止した状態のもとにおいては、所有権の内容たる支配権能それ自体もまたその発 に対する事実的支配についての使用者の絶対意思は、 なお、このための論証として、 かりに制限されたとしても、 シットダウン・ストライキにあたって使用者の所有権の客体 使用者の生産手段に対する労働者の事実的支配関係ないし 操業の阻止はストライキそのものであ シットダウン・ストライキにおいては 刑法上も、 一定

問題となる。しかし、

所有権との関係についていえば、

争議中すでに使用者の資本所有権の社会的機能は眠っている

は使用者に充分対抗しえないという経済的社会的事情が存在している。とくに戦後のわが国の労働組合は、 する統制力が弱く、 使用者の組合否認・組合反感の態度がとりわけ濃厚で、 ウオークアウトとピケッ テイ ングのみ

ットダウン・ストライキの合法性

実際的に考えてみても、シットダウン・ストライキが採用される社会的背景には、

労働組合の労働力市場に対

(3)

社の構内のなかにあることが多い。) (エ)。 反面、使用者の組合活動に対する反感も根強く存在し、使用者はロック・の戦斗指揮所になる組合事務所も会) (エ)。 反面、使用者の組合活動に対する反感も根強く存在し、使用者はロック・ う意識が一般的に強い。したがって、争議行為も使用者の工場・事業場を根拠地としてなされる必然性がある(を議にあ 切り離された「賃金労働者」であるという意識よりも、 れているのである。要するに、これらの実際的事情は、 こむ危険に迫まられる。すでに考察したごとく最近の中小企業争議においてこのことはもっとも典型的集約的に現わ いったん工場・事業場の門外に出されてしまうと、 立入禁止・妨害排除の仮処分などを通じて、 団結えの信頼感に不安と動揺をきたし、 労働組合の争議行為の根拠地を奪いあげようとする。 特定企業の生産手段に結びつけられた「従業員」であるとい シットダウン・ストライキが労働法の窮極的理念である労使 争議を敗北の結果に追い 労働者は、

対等の原則に近づくための必要不可欠な手段であることを物語っている。

占有権侵害として絶対的に違法視することは、少なくとも結果としては、争議権の実質的な否認または空文化につな

シットダウン・ストライキを所有権ないし

がるものといっても過言ではあるまい。

1 たにもかからわず、なお不当に工場・事業場内に止って、占拠をなし、又は坐り込みをする等の行為は、違法行為となるこ なお昭和二九・一一・六日の労働次官通達は「労働者が使用者から明示の、且つ存続する意思を以て正当に退去を要求され 法律時報二○巻八号一九頁以下)の立場はシットダウン・ストライキを違法とする理論的根拠を提供しているものである。 法とする平賀氏(「生産管理をめぐる法律上の諸問題臼」法律時報二〇巻八号二五・二七頁)や高橋氏(「生産管理の違法性」 と明白である。」と述べ、その根拠をなんら示していないが、やはり同一の立場に立つものであるように考えられる。 神山「労働刑法提要」一三○頁以下、同「職場放棄をめぐる法律問題」警察学論集一三巻五号三三頁。また生産管理を違

労働次官通達についてはすでに有泉教授の鋭い批判がある(「労働争議権の研究」一三一・一四五頁参照)。

3 吾妻「労働法」法律学演習講座九三頁。 平賀前掲論文三〇頁。参議員労働委員会における鈴木法務総裁の説明については緒方「生産管理」労働法講座第三巻六三

2

照。なお、川島教授が生産管理は市民法的性格(商品交換―フェア・プレーの原則)を有する労働法の平面においてロック ・アウト権としてあらわれる私的所有権と衝突するとされるのは、ノーマルな経済的条件のもとにおいてであり、したがっ 八頁参照。川島教授の見解については「生産管理の違法性と合法性」(「法社会学における法の存在構造」二六九頁以下)参

て戦後の異常な経済的条件のもとでは緊急避難の労働法的構成によってその合法性を主張された。 ロック・アウトは、使用者の所有権の作用としての労働者の閉め出しではなく、労働契約上の賃金支払義務を免れること

務の免脱」という法律的効果とが複雑に混在していたのであるが、両者は明確に区別すべきものである。これらの点につい ック・アウト論においては、労働組合運動の特異性から、「労働者の事実上の閉め出し」という事実的作用と「賃金支払義 を本質とするものである。むろん、その実定法的根拠はなにもないから例外的にのみ許されるにすぎない。戦後わが国の

ては、拙稿「ロックアウトの実態と法理」東洋法学三巻一号二七頁以下を参照されたい。 有泉「争議権」(「労働争議権の研究」三二頁以下参照。また同一傾向の態度をとられる考え方として末弘「労組問答」一

指揮・命令を中断して自己回転をしている現象なのであるから、 頁以下参照。とくに石井教授は、争議行為という現象は、企業の有機的構成分子たる労働が一つの組織現象として使用者の 〇三頁、石井「労働法」一三六頁以下、同「労働法講話」一八九頁以下、同「経営権と労働基本権」季刊労働法三三号四 害・占有権侵害と同一視するのは不当であるとされる。 有泉「争議権の構成について」(「労働争議権の研究」五七頁)参照 かかる自己回転たる職場占拠を純然たる第三者の所有権侵

を発揮するのであつて、労働契約意思を拘束することが正当ならば、機能しない資本所有権を一時的に制限 る行為をも正当と考えてよいのではないかとされ、ただ、目的はあくまで使用者とスト破りとの労働契約を拘束することに 沼田「団結権擁護論」下巻一一一頁は、資本所有権は労働力と結びつくことつまり労働契約を媒介としてのみ生きた機能 (職場占拠)す

あるのだから、特殊な事情から所有権自体が侵害されるような行為は行われてはならないと言われる。片岡・本多・窪田 正田・西村「ピケッティングの研究」 ―実態と法理」二七七頁もほぼ同越旨であるが、ただ沼田教授は、資本所有権が契約意

ットダウン・ストライキの合法性

思を媒介とせずして機能を果しうるような場合(使用者が使用者側とみられる手兵をもって経営をつづける よう な場合) ケッテイングの研究」の立場と若干ニュアンスを異にする。横井助教授については、小島・沼田・松本・横井「中小企業の シットダウン・ストライキを解かねばならないとされる点で、資本所有権の機能は争議中常に眠ってしまうとする「ピ

柳川ほか「判例労働法の研究」三八三頁以下。緒方前掲論文六四九頁以下。

争議―その実態と法理」月刊労働問題一九五九年五月号四一頁の発言を参照されたい。

九•二五決•労民集五巻六号七六〇頁。 群馬中央パス不当解雇事件・前橋地裁昭二九・八・三判・労民集五巻四号三六九頁、創元社スト事件・大阪地裁昭二九

トと同様争議を有利に導くための不可欠の手段であるとし、反面、使用者の損失はなんら存在せず、操業が不可能であるこ トダウン・ストライキは代替労働を入れるべき空間をストライキ労働者で充塡するといり重要な争議手段であって、ピケッ 荘子「労働刑法」法律学全集四二巻一四一頁。宮内教授はシットダウン・ストライキと不退去罪との関係について、シッ

季刊労働法一五号一八頁)。 とはストライキそのものであるから不退去罪の適用は排除されるべきであるといわれる、 (「争議権と刑罰権の若干の問題

滕木「労働争議行為と違法性」総合判例研究叢書刑法(8)一九一頁。

いう性格をもつ行為を意味する。 使用者の自由に放任された行為とは、 本多「争議中の操業について」労働法一六号九八頁以下、同「争議中の操業について」労働法律旬報三八八号六頁以下。 「操業できるならしてもよろしい、法はとくにこれに対して保護も干渉もしない」と

沼田編「労働組合読本」一五八頁。

### 四 シ ットダウン・ストライキの合法性の限界

かなる型態のシットダウン・ストライキもすべて合法であるということを意味するものではなく、現実的具体的態様 いままで検討してきたように、シットダウン・ストライキそのものは合法である。しかし、このことは、むろんい

使用者のロック・アウトによる閉め出しに対抗しうるところにその実益があるとされるが、これはロック・アウトの 致するところである。このような型態のものでも、とくにわが国においては、スト破りの発生を防止することのほか、 示するに過ぎない程度のものであるが、かゝる型態のシットダウン・ストライキが合法であることは多くの学説の一 すでに予定の紙数もこえているので簡単に考察しよう。 のいかんによっては違法と判断される場合も生じうるわけである。こゝではしばしば問題となる主要な点について、 出などに対してなんらの妨害を加えず、たゞ工場・事業場や機械設備の周辺に坐り込んで労働組合の団結の威力を誇 シットダウン・ストライキのもつとも平穏な型態は、使用者の出入、 非組合員の就労、工場の資材 ・製品の搬

ろう。シットダウン・ストライキの通常の型態は、使用者の工場・事業場その他の物的設備を労働組合の占有支配の トダウン・ストライキ、「最高段階」のシットダウン・ストライキ、「平穏ならざる」シットダウン・ストライキなど とするものである。このようなシットダウン・ストライキの型態は、 もとにおき、 特殊日本的な性格によるものであって (ユ)、 実際にはシットダウン・ストライキの効果は殆どないといってよいであ スト破りは言うに及ばず、多かれ少かれ使用者の出入、 わが国ではいわゆる「排他的占有」を伴うシッ 非組合員の就労、 物品の搬出などを阻止しよう

シットダウン・ストライキの合法性

東

法

学

める点において、やはり多少の相違はあれ「排他的占有」を伴うシットダウン・ストライキの型態であるといってよ ならず学説もこれを違法とするものが多い。しかし、使用者(意思を形成するもの)や一般顧客の出入の阻止ならばと ところで、このようなシットダウン・ストライキの合法・違法については、すでに述べたように、 締結され、 いだろう。 リカほど強力なものではないが、使用者の操業の自由を阻止し使用者の生産手段に対する支配を事実上不可能ならし といろいろ呼ばれ、とりわけ合法・違法の激しい論議の対象となる。一九三〇年代のアメリカにおけるシットダウン ストライキはこのような型態のもつとも強力なものであった。 もっとも、この点は、その事件が労働者の立入禁止の仮処分として裁判所に現れると、 労働者と使用者の使用する場所がそれぞれ区分されることによって実際的には解決されることが多い(2)。 わが国におけるシットダウン・ストライキは、 労使間に争議協定が 裁判所の の判例のみ

場などに滞留しまたはこれらを占拠することによってなされるが、外部のデモ隊ないしピケ隊がこれを支援するため に参加して行われることがある。さきにあげたアメリカの Apex Hoisery Co. v. Leader (1940) の事件は、 シットダウン・ストライキは、 一般的には、 当該企業の労働者がその使用者の生産手段たる工場・ すでに述べた如く、

ある。実際的には争議の具体的事情に即して判断されることになろう。

もかくも、第二組合員や未組織労働者の阻止までも「排他的占有」の観念のなかに含めてこれを違法視することは、

シットダウン・ストライキの合法性の限界を不当にゆがめるものとして理由がないというべきで

上部団体の支援体制のもとに展開される場合において、小数の外部の労働者が参加することはしばしばみられるとこ 企業に関係のない大量のデモ労働者が参加してなされた事例である。わが国においては、 争議が地域的な共闘体制や

業において労働力を提供しまたそこに組合活動の根拠地をおいているという事実を基礎にしているのであるから、 シットダウン・ストライキは違法とはならない(3)。しかし、 ん外部の労働者が参加しても、 当該企業に関係のない労働者が大挙してその工場・事業場を占拠するといったことはみられない。 その数が小数で当該企業の労働組合の主導的な統制にしたがってなされている シットウダン・ストライキの合法性は労働者が当該企

あ

ろであるが、

まり多数の外部の労働者が大挙参加してなされることは許されない。

シットダウン・ストライキを他の争議手段との対比において眺めるとき、とくに使用者の生産手段たる工場

(3)

すい。 を試みているが、それが附随的派生的な違法行為に対するものならばともかく、それをシットダウン・ 許されないことは当然である。政府は、 争議行為と同様におよそシットダウン・ストライキとは縁もゆかりもない行為なのであってたとえ争議中であっても か」る違法行為は、 事業場その他の物的設備に対する破壊行為や、使用者および非組合員などに対する暴行傷害などの違法行為を伴いや もっとも、このことは使用者側の態度をはじめとする争議の具体的事情に起因することが多いとみられるが、 シットダウン・ストライキに附随する派生的な現象であり、労働者の生存権確保の手段たる他 最近の中小企業争議が暴力化したという理由のもとに警察権力の介入・干渉 ストライキの

ッ ロック・アウトの通告は、 トダウン・ストライキの合法性 労働者の職場占拠の合法性に影響をあたえるものではない。

労働者の不退去につき刑事弾圧を加えることは、

力の争議不介入の原則に反する不当な介入・干渉であることはいうまでもない(4)。とくにロック・アウト通告後の

ロック・アウトの本質が使用者の賃金支払義務の免脱にあることか

型態そのものあるいはシットダウン・ストライキの争議手段の本質そのものと曖昧に結びつけるものならば、

国家権

(4)わが国においては、ストライキ中に団体交渉や面会を要求して社長の私宅に坐りこんだり、また大衆から争議

使用者の生産手段たる工場・事業場を占拠することによってなされる争議手段なのであるから、当然のことながら、 の理解と支援をうるため広場や公道に坐り込んだりすることがよくみられる。しかし、シットウダン・ストライキは 企業の生産手段を離れた私宅や公道での坐り込みは、たとえストライキ中の現象であっても、シットダウン・ストラ

イキとして合法性を容認されるものではない。

特異な実態を反映した法理論であって、諸外国では、「賃金支払義務の免脱」として把握されている。 からロック・アウトのこのような特殊日本的性格を検討した。わが国では、ロック・アウトは、しばしば「労働者の事実上 の閉め出し」という事実的作用に着目して把握されているが、かかるロック・アウト論の構成は、戦後わが国の労働運動の 私は、かつて「ロック・アウトの実態と法理」東洋法学三巻一号において、主として戦後わが国の労働運動の特異な実態

- たとえば「主婦と生活」社事件・東京地裁昭三四・四・一四決・労働法律旬報別冊三四三号参照。
- 片田・本多・窪田・正田・西村「ピケッティングの研究―実態と法理」二七八頁。
- 議行為そのものを否認するような最近の刑事弾圧の質的変化を指適しいる。 争議をめぐる問題―田原製作・或光電機・主婦と生活・メトロ争議を中心に」労働法律旬報三五七号などは、いずれも、争 横井「主婦と生活社争議と官憲」法律時報一九五九年六月号、佐竹・松崎・松本・久保田・山本・杉本「最近の中小企業 (一九六〇・一二・一五)
- 引用させていただいた部分について妥当でない点はお許しを願いたい次第である。 との関係がやや詳細に論じられている。ここで参照しえなかったことをお詫びするとともに、同助教授のこれまでの見解を イキの合法・違法の問題は、ピケ理論に解消することはできないという基本的態度は本稿と同一であるが、所有権、占有権 本稿完成後、横井助教授の論文(「職場占拠の正当性」季刊労働法三八号)に接する機会を得た。 シットダウン・ストラ (一九六〇・一二・二〇)